

岩手県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年2月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
山岡胃腸科内科	北上市本石町二丁目1番45号	平成26年9月15日
オレンジ薬局江刺店	奥州市江刺区西大通り4番24号	平成26年12月31日
小松歯科医院	大船渡市三陸町越喜来字所通25番地3	平成27年1月31日